令和８年度幼稚園教諭免許状取得支援事業の概要について

（令和８年 11 月４日）

岩手県教育委員会事務局教職員課

岩手県では、幼保連携型認定こども園等で働く保育教諭（保育士資格及び幼稚園教諭免許状の併有者）の確保のため、養成施設等（大学等）の受講料や代替職員の雇上費の一部を補助する事業を行います。

なお、この事業に申請する際には、次の事項に留意してください。

１　この事業の交付申請者は、必ず施設の設置者であること。

２　この事業に係る補助対象経費の支払先は、施設の設置者であること。ただし、一時的に個人が受講費等を負担し、後払いで施設が個人に全額支払う場合については、申請することができること。

Ⅰ　通則

本事業に関しては、幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金交付要綱の規定によるもののほか、この通知に定めるところによる。

Ⅱ　事業内容

１　養成施設等受講料等補助

(1)　補助内容

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に勤務する保育士資格を有する者が、幼稚園教諭免許状を取得するために要した受講料等の一部を補助する。

(2)　交付申請者

県内（盛岡市を除く。）に所在する認定こども園等の設置者

(3)　補助対象者

次の要件を全て満たす者

ア　県内（盛岡市を除く。）に所在する認定こども園等に勤務していること。

イ　保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度（※１）の対象者であること。

ウ　Ⅲ１(1)アの定める期日までに事業実施計画書を県に提出していること。

エ　養成施設等で必要となる科目取得後、幼稚園教諭免許状が授与され、県内の認定こども園等において、原則１年以上勤務すること。

オ　雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けていないこと。

※１　特例制度

「幼保連携型認定こども園」の職員である「保育教諭」については、「保育士資格」と「幼稚園教諭免許状」の両方の資格・免許を有することを原則としています。

新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格のみを有する方や幼稚園教諭免許状のみを有する方で、一定の実務経験を有する方については、幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得に必要な単位数を軽減する特例制度が設けられています。詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

【文部科学省】幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

【こども家庭庁】幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例

https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei/

(4)　補助対象経費

特例制度により幼稚園教諭免許状を取得するために必要な科目を受講する際の養成施設等の入学料及び受講料（面接授業料、教科書代及び教材費含む。）。ただし、**免許状取得に必要な単位を満たすための受講開始年度分のみとする。**

（例：Ｒ７年度４単位取得　Ｒ８年度４単位取得

→　Ｒ８年度に免許を取得した場合、Ｒ８年度分のみ補助対象）

(5)　補助額

対象者１人につき、養成施設等の受講に要した経費の1/2（上限10万円）

２　代替職員雇上費補助

(1)　補助内容

認定こども園等に勤務する幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の一部を補助する。

(2)　交付申請者

県内（盛岡市を除く。）に所在する認定こども園等の設置者

(3)　補助要件

次の要件を全て満たす者

ア　岩手県子ども子育て支援室が実施する「岩手県保育士資格取得支援事業」（※２）により、保育士資格を取得する際の補助対象となった施設の設置者であること。

イ　Ⅲ１(1)イの定める期日までに事業実施計画書を県に提出していること。

※２　岩手県子ども子育て支援室「岩手県保育士資格取得支援事業」
以下ホームページ（リンク）参照
https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shien/kosodate/1019218.html

(4)　補助対象経費

上記(3)アの補助対象となった保育士資格取得に伴い代替職員を雇い上げた場合の雇上費。

(5)　補助額

１日あたり8,440円

Ⅲ　各補助に係る各手続き

１　事業実施計画書の提出

(1)　提出期限

各補助において、次の期日までに事業実施計画書を提出してください。

ア　養成施設等受講料等補助

養成施設等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目等の受講の開始日（※３）の属する年度の３月末日（必着）まで。

イ　代替職員雇上費補助

「岩手県保育士資格取得支援事業」の補助対象となった幼稚園教諭の代替に伴う雇上を実施した日の属する年度の３月末日（必着）まで。

やむを得ない理由により期日までに計画書を提出できない場合には、事前に別途ご連絡願います。

※３　受講の開始日とは以下①～③のいずれか早い日。
①養成施設等に入学した日
②養成施設等からの受講許可を得た日
③受講申し込み時点で入学料等を養成施設等に支払う場合には、受講申込日

③については、確認を要します。
以下の例に該当しそうな場合は、事前にお問い合わせ願います。

例：　R8.2　　大学へ入学するために出願
⇒R8.3　　合格通知書等を受領後、3月中旬までに入学料等を納付
⇒R8.3末　入学許可証等を受領
⇒R8.4.1　入学

(2)　内示

事業実施計画書を審査し、補助金を交付すべきと判断したものについては、後日、補助金の内示を書面にて通知します。ただし、あくまでも内示であり補助金の交付を決定したものではありません。

２　補助金の交付申請

対象者が幼稚園教諭免許状又は保育士登録証（保育士証）の交付を受けた後、県内の認定こども園等に勤務を開始した日の属する月の末日までに、補助金交付申請書を県に提出すること。

ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではないこと。

県で内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定通知を送付するもの。

３　補助金の交付

上記２の交付決定通知の受領後、補助金請求書を県に提出すること。

県で内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金を交付するもの。

４　手続き書類の提出先

(1)　郵送の場合

〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番１号
岩手県教育委員会事務局教職員課免許担当　宛て

(2)　持参の場合

〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番１号
岩手県庁10階岩手県教育委員会事務局教職員課免許担当
（受付時間：８時30分から17時15分まで）

５　問合せ先

岩手県教育委員会事務局教職員課免許担当
電話：019-629-6121　　MAIL：DB0002@pref.iwate.jp